

横浜市福祉サービス協会「苦情解決規則」 苦情解決の流れ

第一次対応



第二次対応

解決困難の場合

サービス向上委員会

(委員長)理事長 (副委員長)事務局
(委員)常勤理事、担当部長、本部課長

解決困難の場合

第三次対応

第三者委員(3名)
加藤裕子氏・平松雄造氏・鈴木裕子氏

解決困難の場合

紹介

横浜市福祉調整委員会 等

【第三者委員について】

横浜市福祉サービス協会では、中立・公正な立場から、あっせん・調整を行う「第三者委員」にご相談いただくこともできます。(当法人の第三者委員は福祉分野の有識者、学識者、マスコミ分野の有識者の方々をお願いしています。)

【第三者委員への申込窓口】

月曜～金曜(祝日、12/28～1/3はお休みをいただきます)
8:45～12:00/13:00～17:15
お電話 0120-701-782 FAX 045-227-1721
〒220-0021 横浜市西区桜木町六丁目31番地6階
横浜市福祉サービス協会「第三者委員」宛